

令和 7 年 9 月吉日

顧問先 各位

社会保険労務士法人 OAK マネジメント

代表 大久保 悟

Tel : 048-773-7244

地域別最低賃金 改定のお知らせ

拝啓 初秋の候、貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 7 年 10 月より各県の「最低賃金」が変更となる見込みです。今年は発効年月日が各県で違いますのでご注意ください。現在は答申済みの状況で、この金額から変更になることは例年ありませんが変更された場合には速やかにお知らせいたします。

また、何かご不明点がございましたらなんなりとご連絡くださいませ。

敬具

令和 7 年度地域別最低賃金改定状況

関東				
都道府県名	最低賃金時間額[円]		引上げ額[円]	発効年月日
	旧	新		
埼玉	(1,078)	1,141	63	令和 7 年 11 月 1 日
東京	(1,163)	1,226	63	令和 7 年 10 月 3 日
神奈川	(1,162)	1,225	63	令和 7 年 10 月 4 日
千葉	(1,076)	1,140	64	令和 7 年 10 月 3 日
群馬	(985)	1,063	78	令和 8 年 3 月 1 日
茨城	(1005)	1,074	69	令和 7 年 10 月 12 日
栃木	(1004)	1,068	64	令和 7 年 10 月 1 日